平成２３年（フ）第２０５号
兵庫県川西市萩原台西１丁目235番地の８、前住所兵庫県西宮市西平町12番15―101号
債務者　廣嶋　　逸
1　決定年月日時　平成23年５月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第２１７号
兵庫県伊丹市昆陽３丁目14番地　ガーデンハウス昆陽302号、前住所兵庫県尼崎市杭瀬本町３丁目３番１―1005号
債務者　且味　弘基
1　決定年月日時　平成23年５月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第２３号
兵庫県揖保郡太子町糸井187番地１
債務者　加藤　恵子（旧姓石田）
1　決定年月日時　平成23年５月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２３年（フ）第２４号
兵庫県たつの市誉田町片吹26番地、前住所神奈川県川崎市多摩区枡形六丁目３番60―103号
債務者　上田　智子（旧姓武内）
1　決定年月日時　平成23年５月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２３年（フ）第１７９号
奈良県生駒市北新町４番５号
債務者　浦巽美彌子
1　決定年月日時　平成23年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第２０１号
奈良市あやめ池南２丁目６番４―108号
債務者　眞田　里華
1　決定年月日時　平成23年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第８７号
徳島市南田宮２丁目７番35号
債務者　岡田百合子
1　決定年月日時　平成23年６月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１０４号
徳島県板野郡北島町鯛浜字西ノ須173番地１Ｙハウス弐番館102号
債務者　吉田　圭司
1　決定年月日時　平成23年６月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１５２号
徳島県板野郡藍住町富吉字富吉91番地３ファインハイツ富吉201、旧住所徳島県板野郡北島町北村字西蛭子30番地
債務者　成川　洋子
1　決定年月日時　平成23年６月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１９２号
宮崎市下北方町目後890番地
債務者　長田　浩市
1　決定年月日時　平成23年６月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第２３２号
盛岡市北天昌寺町16番36号　第２茜ハイツ101号
債務者　工藤　幸恵
1　決定年月日時　平成23年６月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月３日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第２３３号
岩手県奥州市前沢区生母字三沢68番地６
債務者　千葉　祐子
1　決定年月日時　平成23年６月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月３日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第９１号
福島県須賀川市大町351番地１
債務者　吉田　光江
1　決定年月日時　平成23年６月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月３日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２３年（フ）第１２０号
富山市清水中町５―３　レオパレス清水中町104号室、住民票上の住所富山県中新川郡立山町辻68番地
債務者　松藤　智明
1　決定年月日時　平成23年５月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月３日まで
富山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第５６４号
神戸市長田区五番町５丁目１番地　市住27―605号
債務者　佐藤アイ子
1　決定年月日時　平成23年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月５日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第６０２号
名古屋市港区港陽１丁目３番20号　千年住宅１棟306号
債務者　兵働　庄次
1　決定年月日時　平成23年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１０２８号
名古屋市西区児玉２丁目12番６号　フォーブル児玉202号
債務者　米澤　真一
1　決定年月日時　平成23年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部